

■営業時間短縮の要請について

	質問内容	回答内容	更新日
1	自分の店が営業時間短縮の要請の対象施設かを教えてください。	個別の店舗について営業時間短縮の要請対象施設に該当するかにつきましては大阪府のまん延防止等重点措置コールセンター（06-7178-1398）へお問い合わせください。	4/19

■営業時間短縮協力金支給対象者

	質問内容	回答内容	更新日
1	惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店は大阪府営業時間短縮協力金の対象ですか。	宅配・テイクアウトサービスとして取り扱うため対象外です。	
2	ケータリングなどのデリバリー専門の店舗は大阪府営業時間短縮協力金の対象ですか。	宅配・テイクアウトサービスとして取り扱うため対象外です。	
3	酒類（アルコール）の提供をしていない飲食店は、大阪府営業時間短縮協力金の対象ですか。	アルコールの提供の有無は要件ではありません。食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店であることが要件になります。	
4	ホテルや旅館等の宿泊施設において、飲食を提供する場合は大阪府営業時間短縮協力金の対象ですか。	食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、飲食の提供を行っていれば営業時間短縮の要請の対象です。ただし、宿泊客のみを対象に、宿泊の一環として提供される場合は対象外です。	
5	協力金の支給を受ける要件を教えてください。	協力金の支給対象者は、以下の（1）から（5）の全てを満たす事業者です。 （1）大阪市内に要請対象施設（店舗）（以下「店舗」という。）を有すること。 （2）午後9時から翌午前5時までの夜間時間帯に営業を行う店舗において、令和3年3月1日（又は開店日）から4月4日（又は閉店日）までの期間又は3月21日までの期間、午前5時から午後9時までの間に営業時間を短縮する（休業も含む）とともに、酒類の提供は午後8時30分までとすること。 （3）令和3年3月1日（又は開店日）までに、感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守しているとともに、同日までに、申請する店舗において感染防止宣言ステッカー（以下「ステッカー」という。）を登録及び掲示（以下「導入」という。）していること。 （4）申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を取得していること。 （5）令和3年4月4日以前に開業又は設立（以下「開業」という。）していること。また、申請する店舗において4月4日以前に開店しており営業実態があること。 令和3年3月2日から4月4日までの間に開店した場合は、開店日から令和3年6月27日までの全ての期間に店舗の営業実態があり、かつ当該期間において一定期間飲食店営業に係る売上があること。（要請が解除されたにも関わらず、開店日から6月27日までの全ての期間を休業している場合は、本協力金の支給対象となりません。）	4/8
6	支給額を教えてください。	（1）令和3年3月1日から4月4日まで要請を遵守した場合 1店舗あたり140万円（1日あたり4万円×35日間） 令和3年3月1日から3月21日まで要請を遵守し、3月22日以降要請を遵守していない日がある場合、1店舗あたり84万円（1日あたり4万円×21日間） ※3月1日から3月21日まで、3月22日から4月4日までといった要請期間を2回に分けての申請はできません。 （2）令和3年3月1日から閉店日まで要請を遵守した場合 1店舗あたり4万円×[令和3年3月1日から閉店日までの日数] ※閉店日は3月1日から4月3日までの間とします。また、閉店日当日も支給の対象となります。 ※3月22日以降要請を遵守していない日がある店舗で、3月22日以降に閉店した場合は、3月21日まで要請を遵守したものと扱うため、支給額は1店舗あたり84万円です。（1日あたり4万円×21日間） （3）開店日から令和3年4月4日まで要請を遵守した場合 1店舗あたり4万円×[開店日から令和3年4月4日までの日数] ※開店日は3月2日から4月4日までの間とします。また、開店日当日も支給の対象となります。 ※3月21日以前に開店し、3月22日以降要請を遵守していない日がある場合は、支給額は1店舗あたり4万円×[開店日から令和3年3月21日までの日数]です。	4/8
7	大阪市の上乗せ協力金について教えてください。	大阪府に第3期営業時間短縮協力金を申請された方で、対象の店舗にかかる賃料（来客用駐車場を含む）が月額60万円以上の方は、大阪市の上乗せ協力金の対象となる可能性があります。 ※基本日額4万円に加え、1施設（店舗）あたりの上乗せ日額 月額賃料 60万円未満 無し 60万円以上80万円未満の場合 1万円 80万円以上100万円未満の場合 2万円 100万円以上の場合 3万円 詳しくは、大阪市営業時間短縮協力金コールセンター（06-6655-0711）にお問い合わせ下さい。	4/8
8	対象は中小企業等に限定されますか。	限定されません。法人の規模は問いません。	
9	売上の減少要件は必要ですか。	売上の減少要件はありません。	
10	大阪市内に要請対象の店を2店舗（複数店舗）有している場合は、店舗ごとに支給されますか。	店舗単位で対象（2店舗分支給対象）となります。支給する店舗数に上限はありません。	
11	府外に本社がある場合でも、大阪市内に店舗があれば協力金の対象になりますか。	大阪市内に店舗があって、要件を満たしている場合は対象になります。	
12	第1期（令和3年1月14日から2月7日まで）及び第2期（令和3年2月8日から2月28日まで）の営業時間短縮の要請を遵守していませんでした。第3期（令和3年3月1日から4月4日（又は3月21日））の要請を遵守した場合、協力金を申請できますか。	3月1日から4月4日（又は3月21日）までの期間のみ要請にご協力いただいた場合であっても、要件を満たしていれば今回の協力金の対象となります。	4/8

12-2	3月1日から3月21日までは要請を遵守し、それ以降は遵守していません。この場合、協力金を申請できますか。	3月1日から3月21日までの期間のみ要請にご協力いただいた場合であっても、要件を満たしていれば今回の協力金の対象となります。なお、支給額は3月1日から3月21日間の協力期間の日数に応じて支給されます。詳しくは、FAQ「■営業時間短縮協力金支給対象者」の「6 支給額を教えてください」の項目をご確認ください。	4/8
13	営業時間短縮の要請期間（令和3年3月1日～4月4日）の途中で開店しました。開店後、営業時間を短縮すれば協力金の対象になりますか。	営業時間短縮要請期間の途中で開店した場合であっても、開店日から4月4日までの全期間要請を遵守していた場合は支給対象となります。ただし、開店日から令和3年6月27日までの全ての期間に店舗の営業実態があり、かつ当該期間において一定期間飲食店営業に係る売上があることが必要です。（要請が解除されたにも関わらず、開店日から6月27日までの全ての期間を休業している場合は、本協力金の支給対象となりません。）	4/8
14	時短営業をしていましたが、営業時間短縮の要請期間（3月1日～4月4日）の途中で閉店しました。要請に応じていた期間は協力金の対象になりますか。	3月1日から閉店日までの全期間要請を遵守した事業者については、本協力金の対象となります。	4/8
15	営業時間短縮の要請対象の店で、21時以降にデリバリー（あるいはテイクアウト）の提供を行った場合は、協力金の対象になりますか。	店内飲食の営業を21時で終了し、それ以降にデリバリー（あるいはテイクアウト）の提供などに切り替えていても営業時間短縮の要請に応じていただいたこととなりますので、協力金の支給対象となります。	
16	飲食店営業許可は得ておらず、酒類販売のみの立ち飲みも営業している酒屋は協力金の対象になりますか。	本協力金は飲食店営業許可を得ている店舗が対象です。	
17	1つの店舗を複数人で共同経営している場合、支給要件を満たせば共同経営者それぞれに協力金は支給されますか。	本協力金は1つの店舗に対して1事業者にのみ支給されます。申請者と営業許可証の名義は一致が原則です。ただし、申請者と許可証の名義が異なることになる場合は、名義人と申請者連名での「飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書」を作成し、提出してください。	
18	業務委託契約により受託者が店舗を運営している場合はどちらが協力金の支給対象となりますか。	本協力金は1つの店舗に対して1事業者にのみ支給されます。申請者と営業許可証の名義は一致が原則です。ただし、申請者と許可証の名義が異なることになる場合は、名義人と申請者連名での「飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書」を作成し、提出してください。	

■営業時間短縮の要請期間・休業日

	質問内容	回答内容	更新日
1	営業時間短縮の要請期間はいつからいつまでですか。	令和3年3月1日午前0時から令和3年4月4日24時までです。	4/8
2	営業時間短縮要請期間中に、1日だけ営業時間短縮を行い他の日は営業時間短縮（又は休業）を行わなかった場合、又は1日だけ営業時間短縮を行わず、他の日は営業時間短縮（又は休業）を行った場合、協力金は支給されますか。	令和3年3月1日から（3月2日以降に開店した場合は、開店日から）4月4日まで[4月3日（または3月21日）までに閉店した場合は、閉店日まで]の全ての期間要請に応じて継続して営業時間を短縮（休業を含む。）していただくことが要件のため、協力金の支給対象となりません。	4/8

■申請手続き（オンライン・郵送共通）

	質問内容	回答内容	更新日
1	申請手続きを教えてください。	募集要項を令和3年4月8日に大阪府HP等で公表しましたので、まずはそちらをご覧ください。	4/8
2	申請の手法を教えてください。	速やかな審査のため、原則「大阪府営業時間短縮協力金システム」によるオンラインでの申請となります。	
3	申請に必要な書類は何ですか。	所定の様式の他に、飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証（写）、写真等（店舗の外観写真、営業時間短縮・休業していることを掲示している写真、ステッカーを店舗に貼りつけている部分の写真）、事業所得の分かる確定申告書（写）、本人確認書類（写）（法人の場合は代表者）、振込先確認書類等です。但し、オンライン申請では、様式での記載項目は入力項目となります。	
4	第1期（令和3年1月14日から2月7日まで）及び第2期（令和3年2月8日から2月28日まで）に実施した営業時間短縮の要請に係る協力金申請を行っていますが、第3期の営業時間短縮要請については、改めて協力金の申請をする必要がありますか。	改めて申請を行っていただく必要がありますが、第1期や第2期の協力金をオンライン申請している場合は、利用者登録は不要です。また、第1期または第2期の協力金を申請をいただいている場合は、写真や事業所得の分かる確定申告書（写）、本人確認書類（写）、振込先確認書類等、添付書類の一部を省略できます。	
5	第1期〔令和3年1月14日から2月7日まで〕または、第2期〔令和3年2月8日から2月28日まで〕の要請に係る大阪府営業時間短縮協力金を申請した際には、営業許可証の他に、写真、事業所得の分かる確定申告書（写）、本人確認書類（写）、振込先確認書類を提出しましたが、第3期（令和3年3月1日から4月4日）でも提出しないとイケないでしょうか。	本協力金の申請時点で既に第1期または第2期の協力金を申請いただいている方においては、写真等の一部、事業所得の分かる確定申告書（写）、本人確認書類（写）、振込先確認書類を省略できます。	4/8
6	募集要項に例示された本人確認書類がない場合は、どうすればよいのですか。	募集要項の記載は例示ですので、別の物に代えていただくことができます。氏名及び生年月日が確認できる公的な証明書類をご提出ください。	
7	申請は店舗ごとですか、事業者単位ですか。	オンライン申請では、個人・法人を問わず事業者として利用者登録を行っていただきます。次に店舗単位で申請をいただくことになります。郵送申請の場合は、申請に必要な書類を全て揃えて、他の店舗の申請書類と混同しないよう店舗単位に分けてクリアファイルなどに入れ、レターパックライトに同封のうえ、郵送してください。	
8	申請時の写真とはどのようなものが必要ですか。	①店舗名がわかる店舗の外観 ②営業時間短縮のお知らせのチラシを、店舗に掲示している写真など休業・営業時間短縮を行ったことがわかる写真 ③大阪府「感染防止宣言ステッカー」を掲示している写真を提出してください。 撮影日を記載いただきますので、必ず記録ください。 但し、大阪府営業時間短縮協力金（第1期又は第2期）を申請している方は①及び③を省略することが出来ます。	
9	確定申告を行っていますが、紛失してしまって提出できない場合は、どうすればよいでしょうか。	税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影した写真を提出するか、事業所得のわかる最新年度の課税証明書及び納税証明書（その2）を提出してください。（閲覧サービスについては、 https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/050301/pdf/01.pdf を参照いただき、税務署でお手続きをしてください。）	
10	個人事業主で令和2年中に開業、または法人において最初の事業年度を迎えていないため、事業所得の分かる確定申告書の写しを提出できない場合はどうすればよいでしょうか。	個人の事業主様におかれては、開業届の控えの提出をお願いします。法人の事業主様におかれては、法人設立設置届出書の控え又は発行3か月以内の履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の提出をお願いします。	

11	賃貸借契約書の写しが必要な場合、すべての部分が必要ですか。	下記の内容がわかる部分をすべて提出してください。 ①貸主・借主 ②休業期間に対応する契約期間（自動更新の場合はその条項） ③対象物件（専有面積・建物の名称・所在地） ④契約者の住所、署名捺印（又は記名押印）が確認できる部分	
----	-------------------------------	---	--

■申請手続き（オンライン）

	質問内容	回答内容	更新日
1	オンライン申請の方法を具体的に教えてください。	「大阪府営業時間短縮協力金申請システム」 (https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home) を利用し申請してください。24時間申請していただけます。 ただし、令和3年4月3日までの間に閉店した場合及び3月2日から4月4日までに開店した場合は、オンライン申請はできません。郵送での申請となりますので、ご注意ください。	4/8
2	複数の店舗の申請を行いたいのですが、店舗ごとに利用者登録が必要ですか。	同じ事業者による複数店舗の申請は同一のIDで行っていただけます。なお、申請ごとに申込番号が発行されます。	
3	オンライン申請をした場合、何か連絡はありますか。	原則として、「大阪府営業時間短縮協力金申請システム」に登録していただいたメールアドレスに次のタイミングでメールが送信されます。 ①申請受付時 ②申請内容の確認開始時 ③申請内容の審査手続き完了時 また、申請内容等に不備がある場合、本府より申請内容に不備がある旨のメールをお送りします。	
4	複数の店舗の申請をした場合、どの店舗に関するメールかはどのように区別されますか。	申請された店舗ごとに申込番号が付番されます。ご連絡メールには申込番号が記載されますので、そこで区別することができます。	
5	申請内容に不備がある旨のメールを受信しました。再申請するにはどうすればいいでしょうか。	お送りしたメールに記載のURLにアクセスしていただき、不備理由等をご確認の上、大阪府営業時間短縮協力金（第3期）再申請フォームより、必要となる修正や不足資料を添付し、再申請してください。修正が必要な内容にご不明な点等がある場合は、メールに記載されている連絡先までお問い合わせください。その際、申込番号をお伝えください。	

■申請手続き（郵送）

	質問内容	回答内容	更新日
1	オンライン申請ができないため、受付窓口で申請手続きを行うことはできますか。	オンライン申請ができない場合、郵送で申請いただくことはできますが、受付窓口で申請を行うことはできません。 郵送の場合は、申請に必要な書類を全て揃えて、他の店舗の申請書類と混同しないよう店舗単位に分けてクリアファイルなどに入れ、レターパックライトに同封のうえ、郵送してください。なお、令和3年4月7日以前又は5月28日以降の消印による郵送申請は申請期間外のため受けとることができません。 なお、令和3年3月1日から4月3日までの間に閉店した場合は、レターパックライトの宛先欄に赤字で「閉店」と記載して下さい。また、令和3年3月2日から4月4日までの間に開店した場合は、同様に「開店」と記載して下さい。 郵送先は募集要項に記載しているとおり、 住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル1TM棟 宛先：大阪府営業時間短縮協力金申請事務局（第3期） 電話番号：06-6210-9525 となります。 また、募集要項の最終ページ（36ページ）に郵送時に活用できる宛名書きがありますので、ぜひご利用ください。	4/8
2	郵送申請において、支給決定時には連絡はありますか。	郵送申請の場合で審査が完了した場合、連絡は行いません。ご指定の口座への入金をもって代えさせていただきます。	
3	第1期営業時間短縮協力金（または第2期営業時間短縮協力金）に申請しましたが、郵送申請したため、様式1の「3. 各種支援金（協力金）の受給情報（1）」欄の「申込番号（8桁の数字）」が不明な場合は、どうすればよいでしょうか。	「受給情報（口受給あり/口審査中）」の箇所は、受給が済んでいる方は「口受給あり」にチェック、申請はしたものの、受給がまだの方は「口審査中」にチェックしてください。第1期（または第2期）の申込番号が不明な場合、「申込番号（8桁の数字）」の箇所には「申込番号不明」とご記載ください。 ※第1期及び第2期の営業時間短縮協力金に申請されていない方は、様式1の「3. 各種支援金（協力金）の受給情報（1）」は空欄にしてください。	
4	申請内容に不備があった場合、再申請するにはどうすればいいでしょうか。	申請書にメールアドレスを記載いただいた場合、こちらに申請内容に不備がある旨のメールが送信されます。（なお、不備内容の通知はメールで行いますので、必ずメールの確認をお願いします。）お送りしたメールに記載のURLにアクセスしていただき、不備理由等をご確認の上、大阪府営業時間短縮協力金（第3期）再申請フォームより、必要となる修正や不足資料を添付し、再申請してください。修正が必要な内容にご不明な点等がある場合や再申請フォームによる提出が困難な場合は、メールに記載されている連絡先までお問い合わせください。その際、申込番号をお伝えください。 申請書にメールアドレスの記載がない場合、原則、全ての書類をレターパックライトのご依頼主欄に記載の住所に返却します。返却後、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、全ての書類を再度、レターパックライトで郵送してください。	

■営業時間短縮の解釈

	質問内容	回答内容	更新日
1	通常営業が21時までの居酒屋で休業をした場合には、協力金の支給対象となりますか。	通常営業時間が5時から21時までの時間内に収まっている店舗については、協力金の支給対象にはなりません。もともと21時以降の時間帯に営業を行っていた店舗が、朝5時から21時までの間に営業時間を短縮することが要件となります。	
2	要請期間中、20時30分以降酒類の提供をやめて、21時以降も営業する場合は協力金の対象になりますか。	営業時間を短縮したことにはならないため、協力金の対象にはなりません。	
3	酒類のラストオーダーを20時30分までとした場合、協力金の対象になりますか。	ラストオーダーではなく、実際の酒類の提供を20時30分までに終える必要があるため、協力金の対象にはなりません。酒類をお客様に提供する時間が20時30分までである必要があります。なお、20時30分までに提供した酒類を、その後お客様が飲食しているのは問題ありませんが、21時には営業を終了していただく必要があります。	
4	通常、21時から4時までの営業であるが、①休業した場合、もしくは②16時から21時に変更した場合、それぞれ対象となりますか？また、①と②を混合した場合は対象となりますか。	①、②、混合のいずれも支給対象です。	

■感染拡大予防ガイドライン遵守、「感染防止宣言ステッカー」導入

	質問内容	回答内容	更新日
1	感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）はどこで確認できますか？	府HP「感染拡大防止に向けた取組み（府民の皆様へのお願い、イベントの開催、施設について等）」 (http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html) から業種別ガイドラインのリンク（掲載元：内閣官房ホームページ）が確認できます。	
2	「感染防止宣言ステッカー」を導入していないと、協力金は支給されませんか？	協力金の対象要件として、ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止宣言ステッカー」を導入していただくことが必要です。	
3	「感染防止宣言ステッカー」はどこで入手できますか？	府HP「感染防止宣言ステッカーについて」 (http://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/sengensticker/index.html) から入手できます。 またパソコンやスマートフォン等、インターネット環境をお持ちでない方に対して、大阪府で代行登録（平日10時から17時）を行っています。 詳細については、感染防止宣言ステッカーコールセンター（06-4397-3268）にお問い合わせください。	
4	「感染防止宣言ステッカー」は、いつまでに導入する必要がありますか？	原則として、3月1日（又は開店日）までに感染拡大予防ガイドラインを遵守し、同日までに申請する店舗においてステッカーを登録及び掲示する必要があります。しかしながら、ガイドライン及び営業時間短縮の要請を遵守していたものの、やむを得ない理由でステッカーを導入していない場合は、4月4日まで（4月3日までに閉店した場合は閉店日まで、3月21日まで要請を遵守し3月22日以降要請を遵守していない日がある場合は3月21日まで）に導入すれば協力金の対象となります。	4/8
5	3月1日から4月4日までずっと休業していた場合でも、3月1日に「感染防止宣言ステッカー」を導入する必要がありますか？	3月1日から4月4日まで全ての期間休業していた場合は、協力金の支給申請日、当該店舗の再開日又は4月5日以降の閉店日のいずれか早い日までにステッカーを導入していれば対象となります。 例）4月5日に営業を再開し、4月10日に申請する方は、4月5日の再開時まで導入	4/8
6	3月1日から営業時間短縮の要請を遵守し、酒類の提供は11時から20時30分としました。「感染防止宣言ステッカー」を登録はしましたが、掲示を忘れていた場合、協力金の対象になりますか？	ステッカーの導入とは、登録だけではなく、店舗に掲示する必要があります。4月4日（全て休業していた場合の期限はNo.5参照）までに登録及び掲示をしていない場合、営業時間短縮の要請を遵守していても協力金の対象とはなりません。	4/8

■飲食店営業許可

	質問内容	回答内容	更新日
1	開業時に取得した飲食店営業許可が失効していることに気づき、新規で許可を取得しなおしました。この場合は、協力金の対象になりますか。	今回の協力金の申請にあたっては、飲食店の営業許可証（又は喫茶店の営業許可証）は必ず必要な書類です。有効期間が令和3年3月1日から（3月2日以降に開店した場合は、開店日から）4月4日まで（4月3日までに閉店した場合は、閉店日まで）の全ての期間を含むものであることが必要です。 3月2日以降に新規で許可が得られ、営業実態がある場合は、その時点から協力金の対象とみなします。なお、この場合は、紙申請になりますので、必要書類を揃えてレターパックライトで営業時間短縮協力金申請事務局あて（宛先欄に「開店と記載」）に申請してください。	4/8

■営業実態

	質問内容	回答内容	更新日
1	令和3年4月4日以前の開業が要件になっていますが、令和3年3月9日に開業した場合でも協力金の対象になりますか。	令和3年3月2日から4月4日までの間に開店した場合は、開店日から令和3年6月27日までの全ての期間に店舗の営業実態があり、かつ当該期間において一定期間飲食店営業に係る売上げがあれば対象となります。	4/8

■協力金について

	質問内容	回答内容	更新日
1	協力金は課税対象ですか。	所得税法上の事業所得に該当し、課税対象となると考えております。	